

# 道の駅くしまだより

## 道の駅くしま 2月のおすすめ商品

問 道の駅くしま ☎72-0800

道の駅くしまには生産者の方が思いを込めて作った野菜・果物がたくさん並んでおり、お客さまの中には「〇〇さんの野菜・果物を買いに来た」と生産者の方のファンもいらっしゃいます。

ぜひお立ち寄りいただき、あなたも推しの野菜・果物を見つけてみませんか。



### しらめい 不知火

糖度も高く果汁たっぷりの不知火は春かんきつの中でも人気のある商品です！



### 子どもピーマン

苦みが少なく、肉厚ジューシー。ピーマンが苦手なお子さまでも食べやすく、オイスター炒めがおすすめです！



### 完熟きんかん

言わずと知れた串間の特産品。完熟ですのでお早めにお召し上がりください！



### サリーナ エメラルド

マスカットのよな風味があり、フルーツのようなミニトマトです。ファン多数！

## 表彰 秋の褒章 藍綬褒章を受章

令和4年秋の褒章で岩満泰子さんが藍綬褒章を受章しました。藍綬褒章は、国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務に尽力した方に贈られる褒章です。岩満さんは平成12年1月から現在までの約23年間、市木地区の民生委員・児童委員として、地域住民の幅広い相談に応じ、地域福祉の増進と発展に貢献されています。



## 表彰 大平小児童が人権啓発ポスターで入選

昨年実施された「小学生人権ポスターコンテスト」で、大平小学校の全校児童が日南人権擁護委員協議会の各賞に入選しました。



作品を通じて人権を尊重する大切さを理解してもらい、豊かな人権感覚を身につけてもらおうと、県などが毎年実施している「人権に関する作品募集」。その中の「ポスター小学生・4年生以上の部」は、宮崎地方法務局・宮崎県人権擁護委員連合会主催の「小学生人権ポスターコンテスト」も兼ねており、県内の各人権擁護委員協議会ごとに表彰を行っています。

同学校体育館で12月6日、表彰式が行われ、人権擁護委員の黒木和文さんが児童に賞状などを贈りました。黒木さんは「人権はお互いを認め尊重し合う心。これからも友達を大切にしていってほしい」と講評しました。

- ・優秀賞 = 5年 山口一華さん
- ・奨励賞 = 5年 長友優雅さん、4年 大嶋涼之介さん

## 生活

### 市役所や各支所でマイナンバーカードの申請ができます！

マイナンバーカードの申請を市役所および各支所の窓口で行うことができます。

●受付時間 = 午前8時半～午後5時15分  
※市役所本庁のみ第2・4日曜日は、マイナンバー関係のみ窓口開庁を行っています。

※市役所本庁のみ毎週木曜日は、午後7時まで窓口を延長しております(祝日を除く)。

※写真撮影を行います。

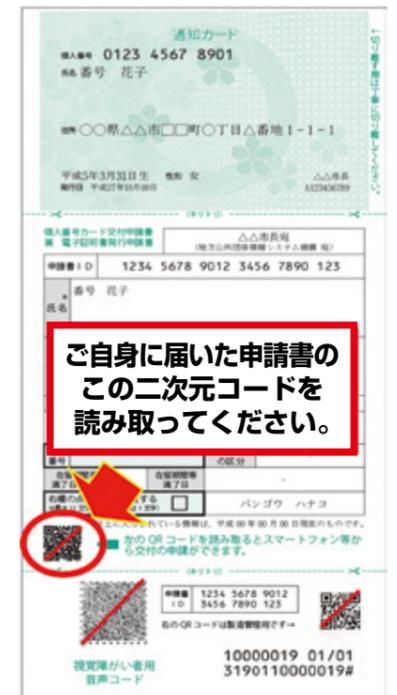
●コンビニで各種証明書が取得できます！  
マイナンバーカードを使用し、コンビニのコピー機で証明書が発行できます。

■戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票  
▷平日午前9時～午後5時15分

■住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書  
▷毎日午前6時半～午後11時

※申間市に住居票がない方で、本籍が申間市にある方が戸籍謄本などを発行する場合は、初回のみコンビニのコピー機より事前審査が必要となります。

●スマートフォンからマイナンバーカードの申請ができます！



申請書の紛失、記載してある住所や氏名に変更がある場合は、申請書の再発行が必要です。

令和2年5月25日以降、通知カードの発行は行っておりません。代わりに届いた個人番号カード交付申請書でもカードの申請が可能です。

●事業所訪問にてマイナンバーカードの出張申請を受け付けします！

勤務先に市役所職員が伺い、従業員さんの写真撮影から申請までお手伝いします。

カード完成後は勤務先までお届けします(本人確認が必要です)。お電話もしくはは二次元コードよりお申し込みください。

※事業所訪問のお申し込みは、本庁市民生活課のみ受け付けを行っております。

- 問 申間市役所
- 市民生活課 ☎72-1111
  - 大東支所 ☎71-2011
  - 本城支所 ☎71-3011
  - 都井支所 ☎71-4011
  - 市木支所 ☎71-5011

### 年金 Topic

#### 国民年金保険料の納付は前納や口座振替の利用でお得になります！

毎月の国民年金保険料は、送付された納付書により、該当月の翌月末までに金融機関またはコンビニエンスストアで納められます。

納付書で月々納付するほかに、まとめて前納することにより割引があります。また、口座振替の利用で、さらにお得になります。通常の口座振替の振替日は翌月末日です。

● 申し出により当月末日振替(早割)にすると、1カ月あたり50円の割引になります。

● このほか、前納には①2年前納、②1年前納、③6カ月前納があります。

※口座振替による前納の申し込みは令和5年2月末日ですが、現金(納付書)での納付は4月末日まで可能です。詳しくはお問い合わせください。

**税金の申告を忘れずに！**  
20歳前障害年金を受給している方  
障害基礎年金については非課税ですが、申告が必要です。申告をされないと、所得の確認ができないため支給停止されることもありますので、忘れずに申告をお願いします。

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117 (内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571